平成２９年（フ）第１６１６号
札幌市南区簾舞５条１丁目６番１号
債務者　脇坂　愛菜
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０１号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目２番20―601号
債務者　福井ジュリアロイス（旧姓小嶺）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８１１号
札幌市豊平区豊平３条３丁目１番12―102号
債務者　竹達　和紀
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８１５号
札幌市北区あいの里３条６丁目10番１―916号
債務者　八嶋　千文
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２５号
札幌市東区伏古11条１丁目４番13号　デューベルタック１―201号
債務者　髙橋　瑞絵
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６０号
札幌市手稲区前田７条７丁目１番18号
債務者　末田　安代（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９０号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５―303号
債務者　佐々木敏博
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９６号
札幌市中央区北２条東２丁目１番地23　けいほくレジデンス804号
債務者　伊藤　冬樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１９号
札幌市中央区北５条西20丁目１番25―1401号
債務者　児玉　有未（変更前の名久美子）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
青森県十和田市西十四番町16番16号
債務者　宮澤　由華
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０７０号
さいたま市浦和区北浦和２丁目12番７―502号
債務者　小笠原由紀子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１５号
さいたま市南区辻７丁目２番３号　南浦和ハイツ804号
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１６号
さいたま市南区辻７丁目２番３号　南浦和ハイツ804号
債務者　中村　涼繪
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４４号
埼玉県川口市戸塚１―３―26　テリオス東川口305号室、住民票上の住所埼玉県川口市大字峯1279番地の16
債務者　藤枝　純樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８６号
さいたま市岩槻区宮町１丁目４番１号　コーポ宮町103
債務者　太田　一宏
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８７号
さいたま市岩槻区宮町１丁目４番１号　コーポ宮町103
債務者　太田富由子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５２号
さいたま市桜区大字上大久保617番地１　ヴィラサタ101号室
債務者　長谷川清之助
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係